

差止請求書

2024年8月5日

京都府京都市東山区一橋宮ノ内町7番地 学校法人京都仏眼教育学園 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（弁護士）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920 FAX 075-746-5207

（担当）事務局長 増田朋記（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴法人に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴法人に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴法人の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO法人宛てに連絡下さい。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第1 請求の要旨

- 1 当NPO法人は、貴法人に対して、入学手続を完了した後に入学を辞退した場合は、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、入学金を返還しないとする条項（以下、「入学金不返還条項」という。）を含む契約の締結を行わないことを求める。
- 2 当NPO法人は、貴法人に対し、同内容が記載された書面（電磁的記録を含む）を破棄すること、及び、上記の内容を含む契約の締結を行わないことを貴法人内に周知徹底することを求める。

第2 紛争の要点1：請求の要旨1について

入試によって入学を許可された場合に、納入後の学費（入学金を含む）は理由のいかんにかかわらず返金しない等、納入された学費を、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項は、消費者契約法9条1項1号に反し、無効となる。

1 消費者契約法9条1項1号について

同法9条1項1号は、解除に伴う違約金等を定める条項が、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える場合、当該部分が無効となる旨を定める。

2 授業料の返還義務の有無が争点となった最高裁平成18年11月27日判決（判時1958号12頁、以下「平成18年最判」という。）は、次のように判示する。

① 不返還特約について

最高裁は、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」等の不返還特約のうち授業料等に関する部分は、「在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めを有するもの」と示したうえで、「当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないもの」としている。

② 一般入試合格者の辞退に関して

最高裁は、一般入試合格者について、大学は、合格しても入学手続きを行わない者や入学手続きを行って在学契約等を締結した後にこれを解除する者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定していることから、「在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効とな」と判示している。

③ 推薦入試等合格者の辞退に関して

最高裁の判示内容からすると、消費者との在学契約の解除の時期が、当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がある場合には、平均的な損害は存しないと解される。

3 その他の裁判例等

(1) 名古屋地判平成24年12月21日（判時2177号92頁）

適格消費者団体が、専門学校に対し、AO入試、推薦入試、専願での一般・社会人入試及び編入学によって入学を許可された場合、入学辞退の申出の時期（在学契約が解除される時期）にかかわらず、一律に学費を返還しないと不返還条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示等の差止めを求めた事件について、当該条項は改正前消費者契約法9条1号により一部無効であるとして、同法12条3項に基づき請求が認容された。

(2) 京都地判平成25年3月27日（判例集未搭載）

学校法人である被告が設置する専門学校の入学許可を得て、消費者が学納金を納入したが、その後入学を辞退したので、入学金を除く学納金を返還すべきであるとして、不当利得に基づき返金を求めた事案である。裁判所は、被告学校では、欠員が生じた場合には更なる募集を行うことが想定されていたから、原告がAO入試の二次募集前に解除した本件では、被告学校に平均的な損害は生じていないと判示した。

4 入学金の返還義務を認めた裁判例

東京高判令和5年4月18日（消費者機構日本ウェブサイト）

(https://www.coj.gr.jp/injunction/pdf/topic_230519_01_01.pdf)（以下「エーチーム控訴審判決」という。）は、適格消費者団体である消費者機構日本が、芸能人養成スクールを運営する被告に対し、「入学辞退の際に、既に納入した入学時費用を返還しない旨を定めた条項」が、改正前消費者契約法9条1号により無効であるとして、当該条項による意思表示の差止請求をした事案である。

裁判所は、入学金の性質について、「大学の入学金の場合と同様に、入学時諸費用を本件スクールに入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有する金員であるとみるには困難」であるとして、入学時諸費用の不返還条項を無効とした。

5 貴法人への適用

(1) 入学金が不相当に高額であること

京都府内の準学校では、入学金は10万円から高くとも40万円程度であるものがほとんどであるところ、貴法人が運営する京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下「貴校」という。）では、特に鍼灸・マッサージ科（本科）及びマッサージ科（選科）において、入学金が90万円ないし80万円とされており、著しく高額である。上記各入学金は、年間授業料の約7割に相当する金額であって、授業料との比較においても著しく高額となっている。

(2) 「入学し得る地位」の価値が「入学金」の金額に見合っていないこと

大学等における入学金は、特別の事情のない限り、在学契約等を締結した大学等から正当な理由なく当該契約を解除されない地位、すなわち当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有すると評価される（平成18年最判等）。

しかし、貴校において京都府内の他の準学校に比して著しく高額な入学金を相当とする事情はない。むしろ次項(3)に述べるように、エーチーム控訴審判決の判断要素を踏まえて貴校に関する具体的事情を考慮すれば、大学や一般的な専門学校に比して、貴校に入学し得る地位を確保するために対価を支払う必要性は低い。

よって、貴校の入学金は不相当に高額であって、「入学し得る地位の対価」としての性質を有しない。

(3) 貴校の合格者が他校を併願受験している状況がないこと

社会人経験のない高校生が受験生の大部分を占める大学・専門学校においては、受験生は、入試に不合格となった場合に進学先がなくなることを避ける目的で、同一年度に複数の学校・学部を併願受験することが一般的であるため（いわゆる「すべり止め」）、入学金を支払って在学契約を締結することにより、大学等から正当な理由なく在学契約を解約されない地位、すなわち当該学校に入学し得る地位を確保しておく必要がある。平成18年最判も、このような事情に鑑みて、入学金は、特別の事情のない限り入学し得る地位の対価としての性質を有すると判断している。

もっとも、貴校のホームページによれば、貴校の生徒は、9割以上が社会人経験者であり、7割以上が現に就業中とされている。過去3年の平均年齢は鍼灸・マッサージ科35.4歳、マッサージ科41.6歳であり、高校卒業直後の10代の生徒は1割に満たない。

また、同ホームページに掲載された令和3年4月1日付「職業実践専門課程の基本情報について」と題する文書によれば、鍼灸・マッサージ科（本科）の生徒数は、総定員60名に対して48名であり、マッサージ科（選科）の生徒数は、総定員75名に対して48名であり、いずれも総定員数まで十分な余裕がある。

さらに、貴校は、令和6年の各学科の各種別の入試を、同年7月14日から令和7年3月20日まで行っており、最終となる一般学科入試の出願期間は令和7年3月13日までである。

したがって、受験生が併願受験をしており、受験者数が定員数を超えることが一般的である大学等とは異なり、貴校の受験生及び合格者は貴校のみを受験している者がほとんどであるし、かつ貴校においては定員に比して生徒数に余裕があるので大学等から正当な理由なく在学契約を解約することはおよそ考えられない。

よって、貴校の入試合格者においては、併願受験や合格者数が定員を上回ることが一般的な大学等とは異なり、「入学し得る地位」を確保しておく必要性が乏しい。

（4）入学金が実質的に授業料等を含んでいること

以上のとおり、貴校の入試合格者において、入学し得る地位の対価を支払う必要性が乏しいにも関わらず、貴校の入学金が京都府内の準学校との対比及び授業料との対比において著しく高額であることを踏まえれば、貴校の鍼灸・マッサージ科及びマッサージ科の入学金の額は、貴校の上記各学科に入学し得る地位を取得するための対価として著しく高額であるといわざるを得ない。

この点、貴校の令和6年6月17日付の「受任通知兼回答書」によると、貴校は、①生徒の教育環境の整備、②専任教職員、非常勤講師の増員、③教職員の待遇改善、生徒の課外学習活動の強化及び支援、⑤教員の研究活動の強化、⑥経営基盤の安定（賃貸借部分の土地の取得及び設備面の維持とさらなる充実）を理由として、入学金の金額を引き上げたとのことである。これらの増額理由を踏まえると、貴校の入学金は、入試に合格した者が大学等から正当な理由なく在学契約を解約されない地位の対価ではなく、貴校の専任教職員等の報酬を含む、貴校で授業を受けること等の対価が含まれていることが明らかである。

したがって、各入学金は入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有しておらず、実質的には、それ以外の授業料等に相当するものである。

（5）最終の入試実施前に入学辞退の意思表示がなされた場合、貴校に「平均的な損害」は生じないこと

入学し得る地位の対価としての性質を有する金員以外の授業料等については、在学契約が解除された場合、学校が返還義務を負うものであって、その不返還特約は、在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め等の性質を有するから、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える当該部分が無効となる（消費者契約法9条1項1号）。

貴校においては、入学の前年7月頃から入学年3月中旬まで各種試験が行われており、仮に既に入試に合格した者が入学を辞退した場合でも、最終の入試の実施前であれば代替りの入学者を確保することが可能であることから、学費納入後、最終の入試実施前に辞退した合格者に対しては、貴法人は、納入金（「入学金」部分を含む）を返還する義務がある。

したがって、貴法人の用いている入学金不返還条項が、解除の時期によっては消費者契約法9条1項1号にいう「平均的な損害」を超える場合があることは明らかである。

それにもかかわらず、学費納入後は、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項は、消費者契約法9条1項1号により無効である。

については、貴法人の入学金不返還条項の使用を停止するよう求める。

(6) なお、入学し得る地位の対価としての性質を有しない授業料等に相当する金員を「入学金」の名目で合格者に支払わせ、入学辞退の意思表示の時期に関わらず一律にこれを返還しないという不返還条項を含む契約を締結することは、意図的に平成18年最判を潜脱する行為とも評価せざるを得ないものである。

第3 紛争の要点2：請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しただけではなく、不当行為の停止又は予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与している（同法12条）。

そこで、不当条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、その予防措置として、不当条項が記載された書面（電磁的記録を含む）を破棄すること、及び、不当条項を含む契約の締結を行わないことを貴法人内に周知徹底することを求める。

第4 訴えを提起する予定の裁判所

京都地方裁判所

第5 問合せ事項

消費者契約法41条1項に基づく請求としては以上であるが、貴法人におかれては、上記請求の要旨1及び2記載の各措置を行った場合には、当該措置の内容及び当該措置の相手方（個人である場合にはその氏名及び住所、法人である場合にはその法人名、代表者名及び本店所在地）について、当NPO法人まで回答されたい。

以上

(付記)

差出人 〒604-0847

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル4階

内閣総理大臣認定適格消費者団体特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏

受取人 〒605-0994

京都府京都市東山区一橋宮ノ内町7番地

学校法人京都仏眼教育学園 御中

